

令和7年1月20日

国立大学法人群馬大学との取引における留意事項

1. 法令の遵守

群馬大学は、社会の一員であることを自覚し、社会の模範となることを目指し、社会規律、法令、学内規則等を遵守した取引を実現することにより、一切の不正な取引を排除します。

<留意事項>

- (1) 本学の活動資金は公的なものであることを踏まえ、適正な資金の執行を行うために、本学の会計規則を遵守することなどを誓約いただける方と取引を行います。
- (2) 本学との取引に際しては、適正な取引の実施にご協力をお願いします。
- (3) 次の行為は、禁止します。
 - ① 贈賄、談合及び本学教職員との癒着
 - ② 預り金（本学教職員からの預け金依頼の承諾）
 - ・ 本学教職員から取引業者に架空取引を指示し、契約した物品が納品されていないのに納品されたものとして代金を支払い、その支払金を当該取引業者に管理させるもの。
 - ③ 取引事実と異なる書類の提出
 - ・ 納品していないのに、納品したとして納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 実際に納品したものは異なる品名で納品書・請求書を提出すること。
 - ・ 実際に発行・提出した日とは異なる日または空欄で書類を提出すること。
- (4) 本学との取引にあたり、仕様を充分にご確認の上、納品等をお願いいたします。なお、納品等の際、本学の検収に不合格であった場合には、速やかに交換等をお願いします。
- (5) 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が本学所定の発注書により行います。（*注）

ただし、1日における同一取引業者への発注合計額が50万円未満（税込）となる物品購入及び役務契約については、発注を承認された教職員が発注することができます。

なお、1件の取引として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていません。

（*注）次の取引が本学契約担当部署の事務職員以外の教職員から発注されることはありません。

 - ① 法令等の定めによる場合及び本学の名称を含んだ契約書の取り交し

が必要な場合

- ② 土地・建物の購入，売払，貸付及び資産（物品・無形固定資産）の売払，貸付
 - ③ その他，本学が教員から直接受注することが出来ないことを表明している取引案件
- (6) 納品検収は事務部担当者が行います。また，本学契約担当部署の事務職員以外の発注を承認された教職員からの発注の場合は納品検収時に本学所定の発注書の写しを事務部担当者へご提出ください。
- (7) 次の行為を行う場合には，事前に本学契約担当部署まで届け出てください。
- ① 本学教職員に対する無償での物品の貸出（将来の売買を前提とした貸出を含む）
 - ② 本学教職員に対する物品等の無償提供（試供品及びデモンストレーションと称する提供を含む）
- (8) 本学の納品検収制度については、添付の「取り引き業者の皆様へ 国立大学法人群馬大学における物品等の発注・納品・検収」及び「物品等の発注・検収にかかるQ&A（取り引き業者向け）」をご参照ください。
- (9) 本学が発注する業務が個人情報の取扱いに関する業務である場合は、本学が定める「個人情報の取扱いに関する業務委託契約基準」（(10)に示す群馬大学ホームページよりご確認ください。）により適切に個人情報を取扱ってください。
- (10) 本学の会計規則等は、群馬大学ホームページで公開していますので、お手数でも次のURLからご確認をお願いします。
<http://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1896>「調達に関する情報－契約関係規則」でご確認をお願いします。

2. 取引業者選定の公平性

群馬大学は、取引に当たっては、透明性及び公平性を確保するため競争によることを原則とし、競争によることができない場合には、本学の規則に基づき取引の相手方を選定し、恣意的な選定は行いません。

<留意事項>

本学では、透明性及び公平性を確保し、取引の競争性を高めるため、特定の取引業者が有利になるような仕様書の作成は行いません。

3. パートナーシップ

群馬大学は、大学運営のパートナーとして、取引業者との相互理解と信頼関係を構築することに努めます。

<留意事項>

- (1) 本学教職員から取引に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようお願いします。また、本学通報窓口へご連絡ください。

公益通報窓口 法務・コンプライアンス室

住所 前橋市荒牧町 4-2 直通電話 027-220-7101

電子メール koueki@m1.gunma-u.ac.jp (専用アドレス)

- (2) 本学契約担当部署または本学選任の監査法人等が、取引に関するデータ(売上台帳など)の提供や売上残高の確認等の情報提供を依頼した際は、ご協力願います。

4. 環境配慮

群馬大学は、取引に際し環境に配慮します。

・関係法令

ア) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

イ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

<留意事項>

本学への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入する本学の取り組みにご協力願います。

5. 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）への対応

群馬大学が個人で働く特定受託事業者(フリーランス)に業務委託をする際には、当該特定受託事業者に対し業務委託をした際の取引条件の明示等が義務づけられています。

(参考) 特定受託事業者とは次のいずれかに該当するもの

・個人であって、従業員を使用しないもの。

・法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの。

<留意事項>

本学から業務を受託される特定受託事業者様におかれましては、取引開始前に本学担当者へ、特定事業者にご該当される旨をお知らせ願います。